

# 和歌山県 温泉協会報

第32号（令和7年3月）

発行 和歌山県温泉協会

〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県環境生活部脱炭素政策課内

TEL 073-441-2670

<https://www.wakayama-onsen.jp/>

## 令和6年度理事会・総会の御報告

令和6年10月9日（水）有田市の「有田川温泉 鮎茶屋 ホテルサンシャイン」において、令和6年度和歌山県温泉協会理事会・総会を開催しました。新型コロナウイルス感染症防止対策により令和2年度から令和5年度まで書面開催をしておりましたが、今回は5年ぶりに対面での開催となりました。

今年度は2年毎の役員改選の年であり、理事会・総会において承認され、会長を那智勝浦町長の堀順一郎様に、副会長を白浜町長の大江康弘様、そして引き続き、龍神英弥様、名淵敬様にご就任いただくこととなりました。

また、理事会においては役員から「観光の観点から県外や国外から誘客するような取組」の必要性についてのご意見等をいただきました。

和歌山県温泉協会としても、会員の皆様からのご意見等を踏まえ、当温泉協会の目的に基づき運営してまいりたいと思います。

### 和歌山県温泉協会役員名簿

任期：令和8年度総会まで

役職名	氏名	
会長	堀 順一郎	那智勝浦町長
副会長	大江 康弘	白浜町長
〃	龍神 英弥	下御殿社長
〃	名淵 敬	熊野本宮観光協会
理事	平野 有里子	東白浜温泉土地(株)代表取締役
〃	真砂 充敏	田辺市長
〃	宮下 和久	和歌山県立医科大学名誉教授
〃	中村 紘一郎	(株)一の滝代表取締役
常務理事	竹中 雅昭	県環境生活部環境政策局脱炭素政策課長
監事	上山 章善	湯浅町長
〃	竹末 圭一郎	(株)白浜試錐代表取締役

令和5年度の事業報告・決算及び令和6年度の事業計画・予算について、理事会・総会において原案のとおり承認されました。

令和5年度決算

【歳入】 (単位：円)

科目	決算額
会費	894,800
繰越金	1,675,020
寄付金	0
協会報広告掲載料	0
過入金(預り金)	0
雑収入	15
歳入合計	2,569,835

【歳出】 (単位：円)

科目	決算額
事務費	152,486
事業費	709,765
支部交付金	0
預り金返金	27,000
予備費	55,000
歳出合計	944,251

令和6年度予算

【歳入】 (単位：円)

科目	予算額
会費	880,000
繰越金	1,625,584
寄付金	0
協会報広告掲載料	0
過入金(預り金)	0
雑収入	15
歳入合計	2,505,599

【歳出】 (単位：円)

科目	予算額
事務費	240,000
事業費	1,270,000
支部交付金	0
預り金返金	0
予備費	995,599
歳出合計	2,505,599

令和5年度事業報告

- 理事会の開催（書面開催）
- 総会の開催（書面開催）
- 協会報の発行（3月）
- 温泉利用促進事業の実施
  - ・温泉スタンプラリーの実施

令和6年度事業計画

- 理事会の開催
- 総会の開催
- 講演会
- 協会報の発行（3月）
- 温泉利用促進事業の実施
  - ・温泉スタンプラリーの実施

【温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録にかかる署名活動について】

- 温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けての署名活動を行い、当協会会員の皆様から1,568筆のご署名をいただきました。また、県職員労働組合員へ協力依頼をし、合計で4,294筆のご署名が集まりました。いただいたご署名は、和歌山県旅館ホテル生活衛生同業組合に提出いたしました。多くのご署名をいただきましてありがとうございました。
- 温泉スタンプラリー冊子に、ユネスコ無形文化遺産登録ページを作成し、一般の方々にもこの取組を知っていただき、一人でも多くの署名が集まるよう、署名QRコードを掲載しました。

## ～総会の様子～



堀会長よりご挨拶



総会風景

## ～環境大臣表彰の受賞について～



株式会社有田川の取締役会長 花田優様が、第43回温泉関係功労者表彰における環境大臣表彰を受賞されました。

長年に渡り、温泉の保護や適正利用普及啓発、温泉地の活性化に向けた活動に尽力してこられた功労を評されました。

## ～講演会～



総会の後、株式会社トラベルニュース社社長 奥坊 一広様を講師にお招きし、『「温泉文化」ユネスコ無形文化遺産登録で、私たちが考えなくてはいけないこと』～登録への取組は和歌山県にとってはチャンス！温泉の魅力を国内外に情報発信！～』と題して、国内でのユネスコ無形文化遺産登録に向けての動向や、県外の温泉地の取組等をご紹介いただきました。

## ～ 温泉協会スタンプラリー ～

本県の温泉の魅力を発信することを目的とした「温泉スタンプラリー」を今年度も実施しました（期間：令和6年12月13日～令和7年2月28日）。270通の応募をいただき、抽選の結果、200人の方に協会オリジナルいきちゃんクオカードをお送りしました。

また、例年どおりスタンプラリーと併せて、アンケート調査を実施したところ、次のとおりとなりました。



スタンプラリー表紙

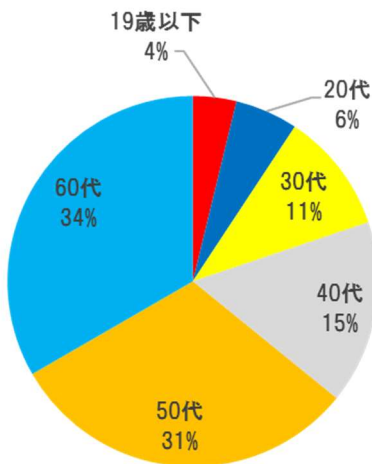
### 利用施設トップ10

1	天然紀州黒潮温泉
2	有田川温泉 光の湯
3	かなや明恵峡温泉
4	花山温泉 薬師の湯
5	神通温泉
6	滝原温泉 ほたるの湯
7	えびね温泉
8	椿はなの湯
9	ゆの里
9	美肌の湯のお宿 湯処 むろべ

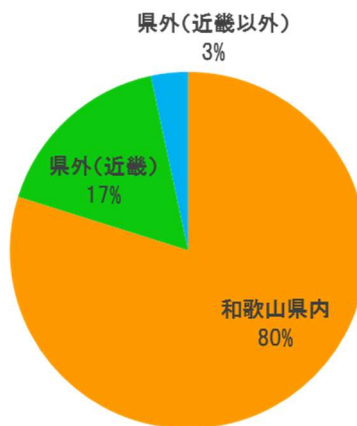
### お気に入りトップ10

1	えびね温泉
2	椿はなの湯
3	ホテルシーモア
4	花山温泉 薬師の湯
4	有田川温泉 光の湯
4	かなや明恵峡温泉
4	美肌の湯のお宿 湯処 むろべ
8	滝原温泉 ほたるの湯
8	崎の湯
10	神通温泉

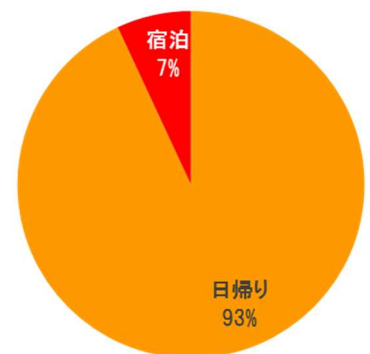
### 参加者の年代



### 参加者の住所



### 参加者の目的



## ～ 10年以内に温泉成分の分析が必要です ～

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者（ホテル、旅館や公衆浴場等の温泉利用事業者）には、前回の温泉成分分析を受けた日から 10年以内に温泉の成分分析を受け、その内容を掲示することが義務付けられています。

温泉利用事業者の皆様は、温泉分析書の期限切れに注意してください。

### 和歌山県内温泉成分分析機関

和歌山県環境衛生研究センター 073-423-9570

一般社団法人和歌山県薬剤師会 073-427-1790

全国の分析機関は、環境省のホームページで御覧いただけます。

## ～浴場施設の適切な衛生管理をお願いします～

レジオネラ症対策強化のため、営業者の皆様におかれましては、浴場を利用される方々の安全・安心確保のために、適切な衛生管理をお願いします。

### 衛生措置基準の主な内容

#### 浴槽水の消毒

すべての浴槽(かけ流し式の浴槽を含む)に浴槽水の消毒が必要です。

残留塩素濃度は毎日測定し、遊離残留塩素濃度が通常 0.4mg/L 程度(最大 1.0mg/L)となるよう管理してください。アルカリ性やアンモニアを含むなど、遊離塩素による消毒ができない場合は、モノクロラミンによる消毒(濃度 3mg/L 程度)をご検討ください。

#### 貯湯槽の管理

浴槽に入れる湯を一時的にためるタンク(貯湯槽)を設置している場合、**湯温を通常 60℃以上(最大使用時 55℃以上)に保つ又は貯湯槽内の湯水を消毒**することが必要です。

#### 水質検査

原水、浴槽水ともに水質検査を実施し、水質基準に適合していることを確認してください。

原水は 1 回/年、浴槽水は 1 回/年(循環ろ過器設置の場合は 2 回/年)の水質検査が必要です。

なお、水質検査の結果、レジオネラ属菌が 10cfu/100mL 以上検出された場合は管轄の保健所に報告が必要です。

#### 自主管理手引書及び点検表の作成

「自主管理手引書」及び「自主管理点検表」の作成が必要です。

県庁生活衛生課 HP に参考様式を掲載しておりますので、

作成していない場合は、参考様式を活用して作成をお願いいたします。

QR コードから県  
HP へアクセス  
可能です。



## ～オストメイトの公衆浴場への入浴にご理解ください～

様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のための「ストーマ(人工肛門・人工膀胱)」を造設した方を「オストメイト」といいます。

オストメイトはストーマ用装具を装着することによって、手術前と同じように積極的に社会参加をすることができます。

入浴についても、ストーマ用装具を正しく装着していれば、入浴中に外れることはなく、衛生上の問題はありません。また、障害者差別解消法により、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」の禁止、「合理的配慮の提供」が事業者の義務とされています。

公衆浴場等事業者の皆様、入浴施設を利用される皆様におかれましても、ご理解くださいますようお願いいたします。また、以下の HP に厚生労働省が作成したパンフレットを掲載しています。

URL : <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031600/d00207511.html>

QR コード :



お問合せ先 : 和歌山県 環境生活部 生活衛生課  
TEL : 073-441-2620 FAX : 073-441-2639